

1 指定の確認の概要

平成28年12月15日に広島県、同月16日に福岡県の各公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 三代目狭道会 (主たる事務所: 広島県、代表する者: ^{わたなべ のぞむ}渡邊 望、構成員: 約100人)
- (2) 太州会 (主たる事務所: 福岡県、代表する者: ^{ひだか ひろし}日高 博、構成員: 約130人)
- (3) 浪川会 (主たる事務所: 福岡県、代表する者: ^{ぼく まさひろ}朴 政 浩、構成員: 約240人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件 (暴力団対策法第3条第1号) 該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、その威力を利用した資金獲得活動を行い、恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの団体についても、審査専門委員から実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件 (同条第2号) 該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率はいずれも暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件 (同条第3号) 該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

3 今後の予定

- (1) 2月9日 国家公安委員会による確認
各県公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 2月24日 各団体の官報公示、各団体へ指定通知書を送達
- (3) 2月28日 浪川会の指定の効力発生
- (4) 3月4日 三代目狭道会及び太州会の指定の効力発生

1 全国作文コンクール開催の趣旨

「命の大切さを学ぶ教室」を受講した中学・高校生が、受講を通じて得た命の大切さに関する自らの考えや意見等を作文に書くことにより、犯罪被害者等への理解と共感をより深める。各学校における受講・作文の取組の奨励につなげることを目的に開催（平成23年度以降毎年開催し、今回で6回目）。

今年度は、全国からの応募作品（中学生40,387作品、高校生29,139作品）の中で特に優秀であると認められた作品を、国家公安委員会委員長賞（中学生、高校生各1名）、文部科学大臣賞（中学生、高校生各1名）及び警察庁長官賞（中学生、高校生各3名）として表彰。

※ 「命の大切さを学ぶ教室」は、犯罪被害者等が直面する心身の苦痛やその置かれた状況等について、犯罪被害者等から直接中学・高校生に語りかけ、犯罪被害者等への理解と共感の増進や規範意識の向上を図るもの。

2 表彰式次第等

(1) 日時、会場

平成29年2月11日（土） 午後2時00分から午後3時00分まで
ホテルグランドヒル市ヶ谷「白樺」の間（東京都新宿区市谷）

(2) 主催

警察庁

※ 内閣府、文部科学省、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、公益財団法人犯罪被害救援基金が後援

(3) 来賓

国家公安委員会委員長、文部科学大臣（初等中等教育局長代理出席）、後援団体代表者等

(4) プログラム概要

○ 表彰

各賞の表彰者から授与。

○ 優秀作品の朗読

国家公安委員会委員長賞及び文部科学大臣賞の受賞者が優秀作品を朗読。

○ 審査委員講評

審査委員を代表して、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長が講評。

※ 優秀作品は警察庁ウェブサイトで公表予定。

公安委員会 説明資料No. 3	平成28年度サイバーセキュリティ コンテストの開催結果について	平成29年2月9日 参事官(サイバー)
1 開催日時	平成29年2月8日(水) 午後2時から午後5時30分までの間	
2 開催場所	合同庁舎2号館16階 警察庁第1会議室	
3 出場県	宮城、山形、警視庁、茨城、埼玉、神奈川、石川、愛知、滋賀、大阪、 岡山、広島、徳島、高知、長崎、沖縄 ※ 平成28年11月に管区単位で実施した予選の上位県(16都府県)	
4 実施方法	警察庁に整備した情報技術解析部門の訓練用資機材(ネットワーク接続型訓練環境)を使用して実施	
(1) 設問数	サイバー犯罪事案の想定シナリオに基づく10問	
(2) 参加者	出場県が選定した1チーム3名	
(3) 採点	設問の正答数及び各設問開始から解答までの所要時間により加点	
5 開催結果	優勝 神奈川県警察 第2位 茨城県警察 第3位 宮城県警察	

1 概要

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)と連携した分析により、平成28年9月頃から、「RIG-EK」と呼ばれる攻撃ツールの組み込まれたサイトに誘導するよう改ざんされたウェブサイトが急増していることが確認されたことから、サイト管理者等による対策の要請及び注意喚起を行ったもの。

2 改ざんウェブサイトアクセスによるウイルス感染の仕組み

- (1) 正規のウェブサイトには設置されたファイルを改ざんして不正な文字列を挿入し、これにより、当該ウェブサイトにはアクセスした者を「RIG-EK」の組み込まれた別のサイトに誘導する。
- (2) 当該サイト閲覧者の端末に脆弱性を悪用する指令をダウンロードさせる。
- (3) 当該指令により閲覧者の端末を不正に操作し、ランサムウェアや不正送金ウイルスをダウンロードさせて、端末に感染させる。

※ ランサムウェア：ファイルを勝手に暗号化するなどパソコンに制限をかけ、その制限の解除と引き換えに金銭を要求するウイルスのこと

3 対策の内容

(1) 改ざんされたサイトの管理者等に対する指導

国内の改ざんされたサイトの管理者が判明した298サイトについて、38都道府県警察において、サイト管理者等に対して、改ざん状況の確認、修復等の対策を依頼。

(2) 注意喚起

警察庁及びJC3ホームページにおいて、改ざんサイトによるウイルス感染について、次の内容の注意喚起を実施。

○ サイト管理者及びサーバ管理者によるウェブサイト改ざん対策

- ・ OSを含む各種ソフトウェアの最新の状態へのアップデート
- ・ コンテンツ管理システムの最新版の導入
- ・ ログインパスワードについて、推測が容易なものを避けるほか、定期的な変更

○ 一般ユーザによるウイルス感染対策

- ・ OSを含む各種ソフトウェアの最新の状態へのアップデート
- ・ ウイルス対策ソフトの導入及び最新の状態へのアップデート

1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

平成28年中は、警察において、組織的な薬物事犯5事件、組織的な銃器事犯4事件、組織的殺人事犯1事件及び組織的な電子計算機使用詐欺事犯1事件の計11事件に関し、携帯電話を対象とする40件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、同年中に33人を逮捕したものの。

※ 平成27年中の実施状況

- ・ 実施事件～10事件
- ・ 傍受令状の発付～42件

3 今後の予定

平成29年2月17日 閣議

同日 国会報告

同日 公表（警察庁ホームページへの掲載等）

4 参考

平成12年8月の通信傍受法施行から平成28年までの間における同法の適用は、120事件（傍受令状発付363件）となった。